

告示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

<p>平方東京線</p>	<p>路線名</p>
<p>八潮市中央一丁目一三六番地先から 同市中央一丁目一番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和五年三月二十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和四年一月二十一日 付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号 で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一三・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>